

7 計画の記載項目及び様式 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に 応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。 特定鳥獣保護管理計画の記載項目 (1) 計画策定の目的及び背景 (2) 保護管理すべき鳥獣の種類 (3) 計画の期間 (4) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域 (5) 特定鳥獣の保護管理の目標 ① 現状 1) 生息環境 2) 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況 3) 被害等及び被害防除状況 4) その他 ② 保護管理の目標 ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方 (6) 特定鳥獣の数の調整に関する事項 (7) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ① 生息環境の保護 ② 生息環境の整備 (8) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項 ① 被害防除対策 ② モニタリング等の調査研究 ③ 計画の実施体制 ④ その他	7 計画の記載項目及び様式 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に 応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。 特定鳥獣保護管理計画の記載項目 (1) 計画策定の目的及び背景 (2) 保護管理すべき鳥獣の種類 (3) 計画の期間 (4) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域 (5) 特定鳥獣の保護管理の目標 ① 現状 1) 生息環境 2) 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況 3) 被害等及び被害防除状況 4) その他 ② 保護管理の目標 ③ 目標を達成するための施策の基本的考え方 (6) 特定鳥獣の数の調整に関する事項 (7) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 ① 生息環境の保護 ② 生息環境の整備 (8) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項 ① 被害防除対策 ② モニタリング等の調査研究 ③ 計画の実施体制 ④ その他
8 計画の作成及び実行手続 適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づ いた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手 で作成し実行するものとする。 (1) 検討会・連絡協議会の設置 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りな がら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林 水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域住民等からな る検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討及 び評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観 点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設 置するものとする。 また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連 絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産 局、天然記念物行政部局等の関係部局及び市町村等から	8 計画の作成及び実行手続 適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた 適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を 作成し実行するものとする。 (1) 検討会・連絡協議会の設置 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りな がら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産 業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域住民等からなる検討会 を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討及び評価等を行 う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実 行状況を分析・評価するたため、関係行政機関等の連携の強化及び連 絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部 局、天然記念物行政部局等の関係部局及び市町村等からなる連絡 協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて

設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第6項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村(教育委員会を含む。)と協議するものとする。

(3) 公聴会等の開催等

法第7条第4項に規定する公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には都道府県において計画の内容や地域の内容や地域の事情にに応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体又は狩猟者団体等の必要な機関や団体が選定されるよう留意するものとする。また、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施について、公聴会の実施について、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三―2に基き、検討会・連絡協議会において検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村及び市町村内の地区(集落)等の行政界によつて区分される地域、又は対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によつて区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づき保護管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域
- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項

なる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第6項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村(教育委員会を含む。)と協議するものとする。

(3) 公聴会等の開催等

法第7条第4項に規定する公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には都道府県において計画の内容や地域の内容や地域の事情にに応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体又は狩猟者団体等の必要な機関や団体が選定されるよう留意するものとする。また、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施について、公聴会の実施について、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三―2に基き、検討会・連絡協議会において検討・協議したうえで実施計画を作成し、公表するものとする。

実施計画が対象とする地域は、特定計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村及び市町村内の地区(集落)などの行政界によつて区分される地域、または対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によつて区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、特定計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づき保護管理の実施主体は、都道府県、市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域
- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項

ることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込むものとし、必要に応じて実施するものとする。また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

なお、情報の集積が少くない鳥獣については、それらの種の生息状況等に当たって適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生息状態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量の調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣(狩猟鳥獣を除く。)のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠なことから、生態に関する情報や被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込むものとし、必要に応じて実施するものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携しつつ、調査研究体制を整備するものとする。なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。なお、情報の集積が少くない鳥獣については、それらの種の生息状況等に当たって適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生息状態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量の調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣(狩猟鳥獣を除く。)のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣(鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣)等の分布、生息数、生息環境及び生態等による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。 (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。 本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。 なお、短期間に広域にわたる調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 鳥獣保護区並びに休猟区の指定及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。 なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得るものとする。 また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。 3 狩猟対策調査 狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。 (1) 狩猟鳥獣生息調査 主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。 クマ、ニホンジカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。 なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。 また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成及び食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。 (2) 放鳥効果測定調査	希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣(鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣)等の分布、生息数、生息環境、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。 (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。 本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。 なお、短期間に広域にわたる調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。 2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 鳥獣保護区並びに休猟区の指定及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。 なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得るものとする。 また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。 3 狩猟対策調査 狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。 (1) 狩猟鳥獣生息調査 主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。 クマ、シカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。 なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。 また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成及び食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。 (2) 放鳥効果測定調査
--	---

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域の定着状況を調査するものとする。 調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。	放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域の定着状況を調査するものとする。 調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。
(3) 狩猟実態調査 狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を調査するものとする。 調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え、狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。 特にクマ類については、科学的な保護管理の推進のため、捕獲された個体及び捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。	(3) 狩猟実態調査 狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を調査するものとする。 調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え、狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。 特にクマ類については、科学的な保護管理の推進のため、捕獲された個体及び捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。
4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。 なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。	4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。 なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。
第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項 鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 鳥獣の保護思想についての普及等 鳥獣の保護思想についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護に関する実績発表大会を開催する等地域の特性に応じた効果的な事業を実施するものとする。 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会及び在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。	第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項 鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。 1 鳥獣の保護思想についての普及等 鳥獣の保護思想についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護に関する実績発表大会を開催する等地域の特性に応じた効果的な事業を実施するものとする。 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会及び在来種による食餌植物の植栽等を行うものとする。
2 野鳥の森等の整備 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態	2 野鳥の森等の整備 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態